

2010年11月12日

中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会
部会長 田村 哲夫 様

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申素案）」 に対する意見

日本高等学校教職員組合

はじめに

日本高等学校教職員組合（以下、日高教）は、中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会の求め（10月29日付依頼文書）に応じて、標記の件について、以下の通り意見を提出します。

2009年7月30日付で公開された「審議経過報告」に対して、日高教は全日本教職員組合（全教）とともに報告の検討を行い、2009年10月28日付で提出した意見書ならびに特別部会における意見発表でその基本的な考え方を明らかにしているところです。

そこでは、特別部会がキャリア教育のあり方に検討を加えるとともに、社会を支える技術者、職業人を育てるという重要な役割を持ちながらも、軽視されてきた職業教育の役割に光をあてて議論されてきた積極的な意義を指摘しています。同時に今後の検討にあたっては、憲法26条の理念にもとづいて、すべての子ども・青年の成長と発達を保障する教育の実現を基本におき、子どもたちが身につけるべき教育の方向性について意見を述べました。

今回の「答申素案」についても、意見書ならびに特別部会における意見発表を基本として、とくに後期中等教育段階におけるキャリア教育・職業教育のあり方について、意見を提出します。

1. 若者の就職難、就労困難を若者の責任にしてはいけない

（「I『学校から社会・職業への移行』をめぐる経緯と現状』にかかわって）

答申素案の現状認識は、冒頭の「現在の子ども、特に若者と呼ばれる世代は、大きな困難に直面している」という点によくあらわれています。若者の完全失業率の高さ、非正規雇用の占める割合の増加、若年無業者の存在、新規学卒者の離職率の高さなどを例に、若者の困難さをおさえています。この認識はきわめて重要だと考えます。

問題はこの困難さが何に起因しているかということです。答申素案では、相変わらず原因を「経済のグローバル化」「国際競争力の激化」などの「外的要因」に求め、「産業構造・就業構造が大きく変化」したこと、「このような流れは今後も続いていく」としています。確かに、時代の進展とともに産業構造・就業構造は変化するのは当然のことですが、それだけを強調することは、「若者の就労困難は仕方がないこと」という考えにつながりかねません。

今若者の就労困難をめぐって、社会的に支援する動きが広がる一方で、相変わらず「職業意識が低い」、「努力が足りない」、「ガマンが足りない」という、若者に責任を求める傾向も根強く存在します。また、その解決を教育にだけ求めるのは誤りです。

若者の就労困難の最大の要因は、非正規雇用の拡大で人件費削減を続ける企業のあり方と、それを後押しして雇用の規制緩和をすすめる政府の雇用政策にあります。その点の是正を抜きにして問題の解決方向は見えてこないと考えます。若者が希望を持って働ける環境をつくっていくこ

とこそが求められています。

2. キャリア教育・職業教育の「肥大化」は教育を誤った方向に導きかねない

(「Ⅱキャリア教育・職業教育をめぐる課題と基本的方向性」にかかわって)

答申素案においては、職業への移行や社会人としての自立が困難になっている背景が、学校教育が抱える問題にとどまらず、社会全体を通じた構造的な問題があることを指摘し、「産業の振興や雇用対策などが不可欠」との課題意識を示しています。この点は重要な課題提示として評価できますが、学校教育とキャリア教育の関連については疑問があります。

答申素案では、キャリア教育を「社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義づけています。またキャリア教育の位置づけについて、「現在の学校教育を見直す理念を示すもの」であり、「特定の新しい教育活動を指すものではなく、学校教育全体の活動を通じて体系的に行われることが必要」としています。

この位置づけは、一步間違えばキャリア教育の「肥大化」につながりかねず、さまざまな教科学習や教科外活動を通して子どもたちの学力形成と成長・発達を促す本来の学校教育を、誤った方向に導きかねない危険性を持っています。

また、「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力の要素」として、「基礎的・汎用的能力」「基礎的・基本的な知識・技能」、能力や知識・技能の基礎となる「意欲・態度及び価値観」「論理的思考力、創造力」、さらに「専門的な知識・技能」で構成されるとしています。

この点については、学校教育でどんな力をつけていくかという根本的な問題が含まれており、教育現場の実践にもとづいた慎重な検討が求められるところです。学校教育は、社会・歴史・自然等の基本的な知識を学び、集団的な活動を通して民主的な人間関係のあり方や将来の生き方を学ぶ場です。いたずらに実社会への「適応主義」を強調したり、「意欲・態度・価値観」といった道徳的な観点を強調することは、教育をゆがめる可能性があります。また、新卒者を雇用する企業が青年を育てることを軽視し、「即戦力」を求める傾向を強めていることは周知のことです。そうした傾向をカバーする役割をキャリア教育や職業教育に求めることは、やはり誤った方向に導きかねないものとして懸念を表明します。

3. 高等学校、とくに普通科における競争的風潮がキャリア形成をゆがめている

(「Ⅳ後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策」にかかわって)

答申素案では、後期中等教育における優先的課題として、普通科におけるキャリア教育の充実をうたっています。私たちも、今日の普通科における教育がさまざまな課題をかかえており、社会的・職業的自立の観点から検討することには、基本的に同意するものです。

それを前提として、高等学校の持つ全般的課題として、以下のような課題があると考えます。

(1) 学科別の就職状況について、普通科は他学科に比べてきびしい状況にあることはその通りです。ただし、その原因を教育にだけ求め、「職業に従事するために必要な知識・技能をどのように育成するか」を強調することは同意できません。就職状況の悪化は、経済の悪化や雇用政策の誤りによるものであり、それを横に置いて生徒の責任に転嫁するのは間違いです。

(2) 定時制・通信制には、答申素案が指摘するように、社会的・職業的に自立していくうえで困難な課題を抱える生徒が在学しています。とくに経済的にきびしい環境に置かれて就学援助を必要とする生徒や、就労の機会が十分に得られない生徒も多数在学しています。卒業を機に正規の職に就くことを希望する生徒もいますが、定時制・通信制への求人状況はきわめてきびしいも

のがあります。こうした就学・就労環境を整えたいうでのきめ細かい教育の保障が必要です。

(3) 近年、普通科（あるいは普通科系専門学科）が増加し、職業系専門学科が減少していることは指摘の通りです。これはまさしく「高等学校教育改革の推進」を掲げて高等学校の再編を強引にすすめる文部科学省の方針にもとづくものです。こうしたあり方を根本的に改めることが重要です。

(4) 生徒数が減少する傾向にあつて、普通科、あるいは普通科系専門学科で進学実績を強調して「生き残り」を図っていくという、競争的風潮が強まっています。私たちは生徒たちが高等教育を受けたいという希望を持つことは当然だと考えますが、それを競争によってあおることは、まさしくキャリア形成をゆがめることと考えます。

なお、本年4月から公立高校の授業料不徴収が実施されていることと関連して、「社会全体で教育費を負担し、生徒の学びを支援することを通じて、生徒が社会を構成している一員としての意識を持ち、社会の発展に貢献することなどの意欲を涵養すること」（答申素案 43 ページ）を強調している点には同意できません。生徒たちが教育を受けるのは基本的な権利であり、教育の無償化はそれを支えるためであつて、見返りとして社会への「貢献」を求めるものではありません。

4. 普通科だけでなく高等学校全体で労働と職業の教育の充実を

そのうえで、普通科の課題、あるいは高校教育全体の課題について、以下の意見を述べます。

(1) 普通科だけでなく、すべての高校生に労働教育をすすめることが必要です。憲法 27 条および 28 条や労働者保護法制に保障された「働くルール」「労働者の権利」「労働組合の知識」等が含まれることが重要です。これは進学・就職という進路希望のちがいににかかわらず、すべての高校生に必要な学習であり、答申素案の「高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育の推進方策」と矛盾するものではありません。

(2) キャリア教育、あるいは前項で述べた労働教育を推進していくためには、教育課程への位置づけが必要です。答申素案では、公民科、家庭科あるいは「産業社会と人間」などが例示されています。この点については十分な検討が必要です。現在置かれている教科・科目を安易に想定することには同意できません。労働と職業の教育をすすめる「中核的な教科・科目」の検討が必要です。

(3) 普通科において、基礎教養としての職業教育の推進と、職業に関する基礎的な教科・科目（例えば「商業一般」「農業一般」「工業一般」「簿記」「栽培」「工業基礎」等）の検討が必要だと考えます。こうした教科・科目の履修は、学校教育法 50 条「高等学校の目的」の規定にも沿った方策です。こうした学習を保障するうえでは、必要な教職員配置の保障や、近隣の「職業教育を主とする学科」との連携を含めた教育条件の整備が必要です。

(4) 総合学科の今後のあり方について記述がありますが、設置から 16 年目を迎えた総合学科について、総括と検証を行うことが必要だと考えます。

5. 職業学科における教育条件整備の前進を

普通科とは異なる魅力のある教育を展開し社会的要請に応じてきた職業学科が、高校再編の中で縮小している現状から、答申素案が専門学科における職業教育の振興と教育条件整備を強調していることは、きわめて重要だと考えます。

職業教育の充実のためには、「教員の指導力の向上を図ること」が強調していることは論を待ちません。団塊世代の退職によって、特に専門実習の指導力の危機が叫ばれていることから、早

急の対策が必要です。答申素案では「特別非常勤講師制度」や「特別免許状制度」の活用がうたわれていますが、日常的な教育活動は学校を構成する教職員を中心に行われるべきであり、教員免許状を持たない者を安易に教員として任用することには反対します。教職員の多忙化を軽減し、自己研修及び一定期間の専門技術研修を保障することで専門実習の指導力を高めることが必要です。

専門学科における教育条件整備では、次の点を求めます。

(1) 施設・設備等の改善・充実をすすめ、全国的水準を確保するためには、「産振補助」の復活を検討する必要があります。

(2) 実習消耗品費の予算確保が必要です。多くの職業学科の設置者である各都道府県とも財政危機は共通しており、この結果実習に必要な費用、特に消耗品費が年々減額されており、課題研究や基礎実習の内容に大きな影響を及ぼしています。

(3) 職業学科の学級編成基準を30人、少なくとも当面35人にすることが早急に求められます。

(4) 全国的に実習担当教員の採用がストップしている現状があります。実習教育の充実のために、実習担当教員をはじめとした教職員配置の確保を求めます。

以 上

○意見提出者 日本高等学校教職員組合
代表者 中央執行委員長 加門 憲文
担当者 中央執行副委員長 佐古田 博
住所 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館
TEL 03-3230-0284 FAX03-3230-1569